

自動車損害賠償保障法施行令

(保険会社の仮渡金の金額)

第五条 法第十七条第一項の仮渡金の金額は、死亡した者又は傷害を受けた者一人につき、次のとおりとする。

- 一 死亡した者 二百九十万円
- 二 次の傷害を受けた者 四十万円
 - イ 脊柱の骨折で脊髄を損傷したと認められる症状を有するもの
 - ロ 上腕又は前腕の骨折で合併症を有するもの
 - ハ 大腿又は下腿の骨折
 - ニ 内臓の破裂で腹膜炎を併発したもの
 - ホ 十四日以上病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が三十日以上のもの
- 三 次の傷害(前号イからホまでに掲げる傷害を除く。)を受けた者 二十万円
 - イ 脊柱の骨折
 - ロ 上腕又は前腕の骨折
 - ハ 内臓の破裂
 - ニ 病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が三十日以上のもの
 - ホ 十四日以上病院に入院することを要する傷害
- 四 十一日以上医師の治療を要する傷害(第二号イからホまで及び前号イからホまでに掲げる傷害を除く。)を受けた者 五万円

次に掲げるもの

- イ 消防法第二条第七項 に規定する危険物
- ロ 火薬類取締法第二条第一項 に規定する火薬類
- ハ 高压ガス保安法第二条に規定する高压ガス
- ニ 原子力基本法第三条第二号 に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物
- ホ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第二条第二項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物
- ヘ シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第二に掲げる毒物又は劇物
- ト 道路運送車両の保安基準第四十七条第一項第三号 に規定する品名の可燃物

道路運送車両法

(自動車の装置)

第四十一条 自動車は、次に掲げる装置について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

- 一 原動機及び動力伝達装置
- 二 車輪及び車軸、そりその他の走行装置
- 三 操縦装置
- 四 制動装置
- 五 ばねその他の緩衝装置
- 六 燃料装置及び電気装置
- 七 車枠及び車体
- 八 連結装置
- 九 乗車装置及び物品積載装置
- 十 前面ガラスその他の窓ガラス
- 十一 消音器その他の騒音防止装置
- 十二 ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置
- 十三 前照灯、番号灯、尾灯、制動灯、車幅灯その他の灯火装置及び反射器
- 十四 警音器その他の警報装置
- 十五 方向指示器その他の指示装置
- 十六 後写鏡、窓ふき器その他の視野を確保する装置
- 十七 速度計、走行距離計その他の計器
- 十八 消火器その他の防火装置
- 十九 内圧容器及びその附属装置
- 二十 その他政令で定める特に必要な自動車の装置